

宮崎県における令和 7 年国勢調査広報業務委託仕様書

1 業務の名称

宮崎県における令和 7 年国勢調査広報業務

2 業務の目的

令和 7 年 10 月 1 日を調査期日として、令和 7 年国勢調査が実施される。

国勢調査は、統計法に基づき実施される日本に居住する全ての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査であり、調査結果は各種行政施策をはじめ、研究・教育活動、経済活動など多方面で活用されている。

調査結果の正確性を保つためには、円滑かつ確実に調査を実施することが重要であるが、近年はオートロックマンションや昼間不在世帯の増加等により面会困難な事例が増えており、居住実態がありながらも世帯から回答を得られず、近隣住民からの聞き取り調査となる割合が増加している。また、世帯の負担軽減や調査の効率化等の観点からインターネット回答を推進しているが、利用率は伸び悩んでいる。

このような状況を踏まえ、本業務では、国勢調査を円滑かつ確実に実施するため、県民に対し、調査実施の認知はもとより、調査の必要性や調査内容などを広く周知し、調査に対する理解を得るとともに、インターネット回答の推進など訴求すべき内容を効果的な広報手法で啓発し、国勢調査が実施される機運を醸成するとともに、調査票の確実な回収に資することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 1 月 28 日まで

4 国勢調査実施における課題

(1) 若年層や昼間不在世帯等への対応

居住実態がありながら世帯から回答を得られない場合、近隣住民からの聞き取り調査となるが、令和 6 年 6 月に実施された令和 7 年国勢調査第 3 次試験調査（以下「試験調査」という。）の結果によると、聞き取り調査の割合は 20 歳代で高く、年代が上がるに連れて低くなる傾向にあり、特に若年層に対する回答促進が必要である。

（聞き取り調査の割合：世帯主の年代別に 20 歳代 39.8%、30 歳代 28.5%、40 歳代 22.7%、50 歳代 16.7%等）

また、試験調査の結果によると、単身世帯や共働き世帯など昼間不在の可能性が高い世帯は聞き取り調査の割合が高くなっており、さらにワンルームマンションの多い地域でも高くなる傾向にある。令和 2 年国勢調査の結果によると、宮崎県の単身世帯の割合は全世帯の約 4 割を占めており、単身世帯など昼間不在世帯等に対する回答促進が必要である。

(2) インターネット回答率の向上

前回（令和 2 年）の国勢調査におけるインターネット回答率は全国で 37.9%となっており、宮崎県は 34.6%と全国を下回っている。一方、国が掲げる令和 7 年国勢調査の目標値は 50.0%であり、インターネット回答の更なる推進を図る必要がある。

なお、試験調査の結果によると、インターネット回答率は全国で 39.2%にとどまるが、回答のあった世帯だけをみれば半数以上、うち世帯主の年代が 40 歳代までの世帯では 7 割以上がインターネット回答を選択している。

5 広報業務委託に係る共通事項

(1) 広報の重点テーマ

① 調査の重要性等の理解促進・回答促進（調査実施の周知）

調査に無関心な層やプライバシー意識が高い層などに向けて、全ての人が調査の対象であること、重要な調査であること、回答は義務であることなどを訴え、回答を促す。

② インターネット回答の促進

世帯に対して、インターネット回答が「かんたん・便利・安心」であること、特にスマートフォンならば数秒でログインできることを重点的に伝え、インターネット回答を後押しする。

(2) 広報の対象

県内に居住する全ての人・世帯（外国人を含む。）を対象とする。その上で、上記（1）の重点テーマを踏まえ、次に掲げる人や世帯への訴求に重点を置く。

- ・若年層（特に 20 歳代、30 歳代の人で、大学生を含む。）
- ・単身世帯、共働き世帯など昼間不在の可能性が高い世帯
- ・スマートフォン等を所持している人や世帯（インターネット回答が可能な世帯）

(3) 広報の時期

下記の調査スケジュールを踏まえ、調査票の配布を開始する 9 月 20 日から回答期限である 10 月 8 日までの期間を中心に、媒体の特性に応じて効果的な時期とする。

- ・調査基準日 令和 7 年 10 月 1 日
- ・調査員による調査票配布期間 令和 7 年 9 月 20 日～9 月 30 日
- ・インターネット回答期間 令和 7 年 9 月 20 日～10 月 8 日
- ・調査票回答期間 令和 7 年 10 月 1 日～10 月 8 日
- ・調査票督促回収期間 令和 7 年 10 月 17 日～10 月 27 日

6 業務委託の内容

「5 広報業務委託に係る共通事項」を踏まえ、次の各項目に掲げる媒体等で、当該各項目に記載する要件を満たす広報の企画、制作、提示等を行う。

なお、企画提案に当たっては、参考資料（別紙 1）を十分に確認するとともに、要件を満たすだけでなく、より効果的な広報の実施方法について提案すること。

また、別紙 2「県から提供可能な広報素材について」に、国が作成予定である素材等について記載しているので、必要に応じて活用すること。

記載の媒体等について、提示先、期間等を拡大して提案することは差し支えない。

(1) テレビ CM

ローカルテレビ局を 1 つ以上選定し、スポット CM を放映すること。

また、放映する CM は、国が作成するテレビスポット CM 動画を想定しているが、より効果が見込まれる場合には独自に CM 動画を作成することも可能である。

出稿パターンは受託者の提案によるものとするが、調査のスケジュールを踏まえ、効果的なものとする。

なお、国においても各地方のテレビ局（詳細は未定）に出稿を予定しているので、出稿先や内容については調整の可能性がある。

（２）SNS等インターネットを活用した広報

効果的な媒体を選定し、テキスト、画像、動画等のインターネット広告（アプリ内広告、動画サイト内広告、バナー広告など）を配信すること。

なお、この広告は宮崎県エリアからアクセスしているユーザー又は宮崎県内に居住しているユーザーに限定して表示すること。

配信する広告は、国が作成する動画等を想定しているが、より効果が見込まれる場合には独自に動画等を作成することも可能である。

媒体や配信の時期については、受託者の選定によるものとするが、年齢層など可能な限りターゲットを設定し、調査のスケジュールを踏まえ、効果的なものとする。

（３）広報誌等を活用した広報

生活情報誌やフリーペーパーなど広報誌等に掲載する広告を作成し、掲載すること。

掲載する広告は、国が作成する広告用版下等を活用することを想定しているが、より効果が見込まれる場合には独自に広告を作成することも可能である。

媒体や掲載の時期については、受託者の選定によるものとするが、広報媒体の配布部数や配布箇所について極端な地域差が出ないように配慮するとともに調査のスケジュールを踏まえ、効果的なものとする。

（４）交通広告

バスやタクシー、JRなどの交通車両等へ広告物を作成し、掲出すること。

掲出する広告は、国が作成する広告用版下等を活用することを想定しているが、より効果が見込まれる場合には独自に広告を作成することも可能である。

事業者や掲出場所、時間帯、回数等は受託者の選定によるものとするが、各種交通機関の利用者の目に留まりやすい媒体とし、掲載方法に極端な地域差が出ないように配慮するとともに、調査のスケジュールを踏まえ、効果的なものとする。

（５）懸垂幕

県内の各施設に掲示する懸垂幕のデザイン、制作、設置及び撤去を行うこと。

掲示する施設は宮崎山形屋及び宮交シティを想定しているが、効果的な掲示場所であればそれ以外を提案することもできる。

掲示期間は原則として9月20日から10月8日までの期間を含む期間とし、9月10日以降に設置し、10月9日までに撤去する。

（６）県広報パネルの制作、設置及び撤去

県と協議の上、広報パネルを制作（A1以上の大きさ、2基以上、脚部分は自立可能な構造）し、県が指定する場所において設置及び撤去すること。

パネルのデザインは、受託者の提案によるものとし、庁舎内に設置しても自然であり、かつ来場者の目を引く工夫がなされたものとする。

設置場所及び設置期間については、次の2会場を必須とする（2会場の会場予約については県で実施する。）。

なお、これ以外にも設置場所を提案することは差し支えない。

①宮崎県立図書館（設置期間：令和7年9月3日～令和7年9月15日）

②宮崎県庁本館1階西側（設置期間：令和7年9月15日～令和7年9月21日）

会場の設営物について必要な物は受託者が準備することとする。

また、県が所有する広報物（過去の国勢調査のポスターパネル等）も借用可とする。

設置及び撤去に係る費用は全て受託者の負担とする。

なお、設置及び撤去は全て宮崎県職員立ち会いの下で行う。

(7) 広報キャンペーンイベントの企画・運営

広く県民が参加する国勢調査の広報イベントの企画・運営を実施すること。

実施地域は県北・県央・県西エリアで1回以上とする。

実施方法は多くの集客が見込める場所（ショッピングモール等）での開催やイベント会場とのタイアップ等を想定しているが、同等以上の効果が期待できる場合、最初から集客地でのイベント開催以外の提案をすることも可能である。

特にインターネット回答を促進するため、イベントの企画にあたっては、国勢調査のインターネット回答体験など、多くの人が体験できる仕組みを取り入れること。なお、回答体験に必要な国勢調査電子調査票体験版（オフラインで体験可）については県から提供可能である。

必要に応じて、イベント等で配布する広報物や啓発資材の作成を行うこと。

(8) 実施周知用ポスター及びリーフレットの送付

国が作成する実施周知用ポスター（A1サイズ、3,500枚）及び実施周知用リーフレット（2,000部）を県内各所へ送付すること。

ポスター及びリーフレットは令和7年6月上旬に受託者へ提供予定である。

送付先は受託者の選定によるものとするが、広く県民が目にすることができるよう効果的な配付部数及び場所を選定するとともに、送付先に極端な地域差が出ないように配慮すること。

(9) 自由提案

上記(1)から(8)に掲げる広報以外に、県民へ国勢調査の周知を図るための効果的な独自の広報手法を一つ以上提案し、実施する。

自由提案の事例としては、ポスター・チラシの作成・配布、ビジョン広告、バス停広告、シネアド、広報啓発グッズの作成・配布、街頭・店頭キャンペーン、ラジオCM、新聞広告、広報車による市町村巡回、大学生によるPR活動などがある。

なお、啓発を目的としたノベルティの作成や配布は可能であるが、国勢調査は全ての人に回答の義務があることを踏まえ、懸賞の実施、賞品・賞金の配布等は行わないこと。

7 企画に当たっての留意事項

(1) 広報全般に関し、次の点を考慮すること。

- ・単なる告知ではなく、国勢調査の意義や役割・重要性を県民に的確に伝えること。
- ・わかりやすく県民に強く訴えかけ、多くの県民の回答意欲を促すものであること。
- ・大学生等の若年層、子育て世代、高齢者など、県民の態様に応じた効果的な広報の工夫がなされていること。
- ・各世代に向けてインターネットでの回答意欲を強く促す工夫がされていること。
- ・媒体等の選定にあたっては、世帯が国勢調査を認知してから回答するまでの課程（認知→興味・理解→回答）を意識した広報展開を意識すること。

(2) 広報等のデザインについては、別紙2の素材を活用するほか、適当な素材がない場合やより効果的なデザインがある場合は、デザインについても提案すること。

なお、受託者の特定が可能となる情報（社名・ロゴ）は使用しない。

(3) 別紙2の素材の使用については、企画提案及び業務の実施目的に限るものとし、使用に当たっては、所定の手続が必要となる場合があるので留意すること。

- (4) 別紙3「令和7年国勢調査における国の広報の概要について」を参考に、相乗効果が見込まれる広報を検討すること。なお、全国における国勢調査のイメージの統一を図るため、別紙2にある「センサスくん」、「みらいちゃん」（総務省統計局イメージキャラクター）を積極的に活用すること。

8 経費等

委託経費には、広報業務委託に係る打合せ、企画・デザイン、制作等全ての経費を含む。

9 成果品

(1) 成果品及び納品媒体等

- ・業務完了報告書（紙媒体1部）
- ・委託業務により作成した動画、イラスト、写真等のデータを収めたDVD-ROM等（1部）
- ・現物がある場合は現物又は現物のコピー（1部）

(2) 納入期限

令和7年11月28日（金）

(3) 納入場所

県が指定する場所

10 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属し、本県の許可なくして使用・流用してはならない。

受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。

ただし、宮崎県から提供するもの（国作成の各種広告用版下及び広報キャラクター「センサスくん」、「みらいちゃん」の広報素材等）はこの限りではなく、著作権者に帰属する。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ② 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記とする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者が協議の上処理することとする。

11 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、企画、制作、運営等の各段階において、デザイン、語句等の内容について宮崎県と協議するとともに、広告等の制作時には、1回以上の校正を行うこと。

- (2) 事業内容の詳細については、企画競技により受託者が決定した後、県との協議により変更することがある。
- (3) 受託者は、契約後、本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、県の承認を得ること。
- (4) 業務の実施上必要な発注、申請等の手続は、受託者において行うこと。ただし、宮崎県が行うことが適当である場合は、宮崎県が行う。
- (5) 業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (6) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (7) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、宮崎県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、宮崎県と受託者が協議の上、決定すること。